

危機管理部門の新設と問題

明治大学名誉教授、明治大学危機管理研究センター所長 中邨 章

危機管理専門ポストの創設

今回の大災害を機に、危機管理を担当する部門を新しく設置する自治体が、急速に増えている。2005年に明治大学危機管理研究センターは、387市区と100町村を対象に危機管理に関するアンケート調査をしたことがある。その中で、各地の自治体に「危機的事象一般に対する専門の職や組織（ラインの防災担当者を除く）」を設置しているかどうか尋ねたことがあった。500近い自治体のうち36・3%（140団体）が、危機管理の係部署や職制を設置していると回答した。今後、設置を検討していると答えた自治体は、6・2%（24団体）にすぎなかった。2005年の調査では、過半数を超える57・5%（222団体）が、設置していないという回答を寄せた。

規模別で見ると、政令指定都市ではほぼ全市、それに続くのが東京の特別区であった。ここでは、アンケートに回答を寄せた区の75%（9区）が設置済みと答えた。一般市に

部署やポストが新設された状況を経年で見ると、阪神淡路大震災が発生した1995年に一挙に7つの自治体が新しく制度を充足している。その後、変化はないが2003年ごろから設置する自治体が増え、2005年にはその数は68団体に拡大した。これは新潟県中越地震のほか、鳥インフルエンザやサーズ、それにBSEやO157などの発生に自治体が反応したためである。

東日本大震災以後の状況

3月11日以後、自治体間で新しく危機管理部門やポストを創設するところ、あるいは、以前の体制を改めようとするところが増えている。ただ、全体像を調査した資料は2011年9月の段階ではまだ出ていない。ここに紹介するのは、全国紙に掲載された調査を、明治大学危機管理研究センターの中林啓修研究員が収集し、比較資料に加工したものである。

	市町村(32)	府県(18)	合計
部署新設	14	10	24
ポスト新設	8	7	15
増員	0	4	4
改編	5	1	6
移管	3	1	4
改称	2	0	2
合計※	32	23	55

()内:変更があった自治体数
※:同じ自治体で複数の変更があった場合には、それぞれを1つとカウントしている(例:ポストの新設と別部署の増員があった場合は2となる)

市町村では3月11日以後、合わせて32の自治体が危機管理部門に関して、新しい試みを始めている。14の自治体が危機管理部署を新設し、8自治体がポストを新しく設置している。これまでの組織を

なると実績は急速に下がった。危機管理部門を設置している自治体は、29・4%（94団体）にとどまった。予想されたところではあるが、都市の人口規模は財政力にも直結することが多い。都市規模が大きくなると、災害や事故に対する備えも充実するのが通例である。財政が逼迫している状況で、多くの自治体は危機管理部門の新設に二の足を踏んでいる。ただ、今回の大災害を見るまでもなく、災害や事故は人口規模や財政力に関係なく地域を直撃する。その点にどう対処するか、これからの懸案事項である。

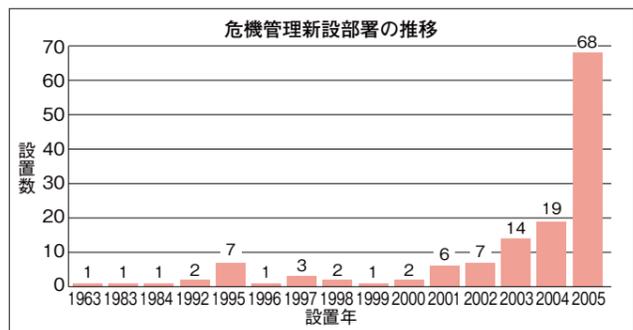
危機管理組織の編成と変化

危機管理部署設置の中身について尋ねたところ、課長レベル、あるいは係長レベルに担当を置くところが増え、ほぼ同数の35%になった。それらより上位の部長クラスとしているところは16・4%、さらに進んで首長に直結したポストに強化している自治体は6・4%の少数にとどまった。この数字を見る限り、危機管理のポストはまだまだ要職と

改編（5団体）したところ、防災課などを危機管理課に名称変更したところ（2件）、別の部署から所掌事務を危機管理に移管したところ（3件）なども出ている。ただ、2005年の資料が示すとおり、市町村レベルで危機管理専門部署やポストを設置するところは、まだまだ少ない。小規模自治体になると、消防本部に機能代行を依頼するところも多い。既に指摘したように、部署にしろ職制にしろ、新設には資金がかかる。しかし、これまでの調査を見ると、住民が新しい部署やポストの設置を希望する事例が多い。設置しないと、住民は「うちの自治体はなにもしない」と声を上げることがしばしば見受けられる。その意味で新設資金をどう捻出するか、基礎自治体の知恵と工夫に期待がかかる。県レベルでは合わせて18の団体で、危機管理体制についてなんらかの変更が行われている。そのうち、10団体で危機管理部署が新設され、7団体でポストが新しく創られている。県に関しては、47都道府県の中で、10団体が専門部署をもたなかったこと、また、7団体が危機管理監を設置してこなかったことなどに、ややおどろきを覚える。今後、市町村がギブアップしなければならぬ大震災が再び起こることも想定しなければならぬ。その場合には、県が頼りである。県知事の指揮下で、危機管理は一体的に進められるのが理想的である。その点、県政の危機対応にはまだまだ課題が残ると言わなければならない。

考えられていないように思われる。ラインの一部と位置付けられるのが一般的である。問題はそれだけにとどまらない。自治体では人事異動が起こる。危機管理課長として一定期間務めると、配置転換で財政課長や人事課長など、ほかの部署に転籍する例が多い。現状の自治体の人事制度は、危機管理の専門家を育成することが極めて難しい仕組みになっている。

異動した後も危機管理ポストの経験者は予備役リストに残し、不測事態の発生時に活動の道を残すなどの工夫が必要である。



危機管理部門の新設と課題

危機管理の専門部門や職制を新設する自治体が増える傾向は、喜ぶべきことである。ところが、問題もある。中でも「丸投げ」現象が表面化することに注意しなければならない。自治体職員は目一杯の仕事をかかえ、忙しい毎日を送っている。そこに、新しく危機管理という課題が出てくると、多数の職員は「勘弁してくれ」というのがホンネである。

都合のいいことに、危機管理課が新設され、危機管理監が置かれるようになった。そうなること、「危機管理」と聞くと、事案をそっくり新設の部署に丸投げする事例が増える。組織を新設し、ポストを増設したことで、かえって危機管理は職員に認識されず、意識が下がるという現象が表面化する。これを避けるには研修しかない。危機管理部門の設置に並行して、職員の研修を充実することが切望される。

筆者プロフィール

中邨 章 (なかむらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。1966年カリフォルニア大学パーカー校政治学部卒業(B.A.)。1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。政治学博士(Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ビクトリア大学講師などを経て、明治大学名誉教授。現在、国際行政学会副会長、日本自治体危機管理学会会長、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などがある。

